

VI

関連資料

- 1 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- 2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則
- 3 条例第 34 条の規定による市町村条例の認定
- 4 事務処理の特例に関する条例
- 5 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則
- 6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
- 8 点字表示
- 9 指文字
- 10 その他（案内用図記号・国際シンボルマーク・床の滑り）

関連資料

1 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

最終改正 令和 7 年 3 月 28 日
神奈川県条例第 60 号

平成 7 年 3 月 14 日
条例第 5 号

改正 平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号 平成 20 年 12 月 26 日条例第 61 号
平成 21 年 8 月 25 日条例第 68 号 平成 25 年 1 月 11 日条例第 32 号
令和 4 年 5 月 30 日条例第 33 号 令和 4 年 10 月 21 日条例第 60 号
令和 7 年 3 月 28 日条例第 34 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条～第 6 条）
第 2 章	施策の基本方針等（第 7 条～第 11 条）
第 3 章	施設等の整備
第 1 節	公共的施設等の整備（第 12 条～第 16 条）
第 2 節	指定施設の整備（第 17 条～第 25 条）
第 3 節	公共車両等の整備（第 26 条・第 27 条）
第 4 章	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項（第 28 条～第 33 条）
第 5 章	雑則（第 34 条～第 36 条）
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、全ての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって地域共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者、高齢者、妊娠婦、乳幼児を同伴する者その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。
- (2) 公共的施設 官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 道路 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）その他規則で定めるものをいう。
- (4) 公園 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園その他規則で定めるものをいう。
- (5) 公共車両 一般旅客の用に供する鉄道の車両及び自動車で規則で定めるものをいう。
- (6) 住宅 主として人の居住の用に供する家屋（公共的施設であるものを除く。）をいう。
- (7) 施設等 公共的施設、道路、公園、公共車両及び住宅をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくり（以下「バリアフリーの街づくり」という。）に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携及び協力に努めるものとする。

3 県は、自ら設置し、又は管理する施設等で県民の利用に供するものについて、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した施設等の整備を進めるものとする。

4 県は、前項の施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、情報の提供その他の支援を行うとともに、適正な配慮についての周知等の取組を行うものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、バリアフリーの街づくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、地域共生社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した施設等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、前項の施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、適正な配慮についての周知等の取組を行うよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、バリアフリーの街づくりの重要性及び地域社会の構成員としての自らの役割を認識し、地域共生社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。

2 県民は、障害者等の移動及び施設等の利用を確保するために協力するよう努めるとともに、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

（総合的推進）

第6条 県、事業者及び県民は、バリアフリーの街づくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となってその推進体制を整備し、バリアフリーの街づくりの実現を図るものとする。

2 県及び事業者は、広域的に行われる施設等の整備事業の実施の機会をとらえて、バリアフリーの街づくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第2章 施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。

(1) 全ての県民がバリアフリーの街づくりに関する理解を深めるとともに、積極的にバリアフリーの街づくりに取り組むよう意識の高揚に努めること。

(2) 障害者等が自らの意思で自由に移動し、及び安全かつ快適に利用できるよう、施設等の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を推進するとともに、施設等の整備を相互の連関に配慮して推進すること。

(3) 障害者等の活動の機会が幅広く保障されるよう社会参加を促進する施策を積極的に実施すること。

（障害者等の意見の反映）

第8条 県は、バリアフリーの街づくりに関する施策に、障害者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第9条 県は、バリアフリーの街づくりに関する施策について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供等）

第10条 県は、市町村と連携して、事業者及び県民に対し、バリアフリーの街づくりに関する情報の提供、技術的指導又は助言を行うものとする。

（財政上の措置）

第11条 県は、バリアフリーの街づくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 施設等の整備

第1節 公共的施設等の整備

（整備基準）

第12条 知事は、公共的施設、道路及び公園（以下「公共的施設等」という。）の構造及び設備の整備に関し、障害者等が安全かつ快適に利用できるようするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設等の種類の区分に応じて規則で定める。

(1) 車いす使用者等が通行できる幅員の確保

(2) 車いす使用者等が通行できる傾斜路の設置

(3) 滑りにくい路面、床面等とするための措置

(4) 階段等への手すりの設置

(5) 障害者等の利用に配慮したエレベーター、便所及び駐車場の設置

(6) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設等障害者等の利用に配慮した誘導又は案内の表示

(7) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の利用に配慮すべき事項

（整備基準の遵守）

第13条 公共的施設等の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守する場合と同

等以上に障害者等が安全かつ快適に利用することができる場合又は規模、構造、利用の目的、地形の状況等により整備基準を遵守することが困難である場合にあっては、この限りでない。

(既存施設の整備)

第14条 この条例の施行の際現に存する公共的施設等（新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）を設置し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合するよう整備に努めなければならない。

(維持保全)

第15条 公共的施設等を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設等を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(適合証)

第16条 公共的施設等を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設等を整備基準に適合させたときは、知事に対し、当該公共的施設等が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設等が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

第2節 指定施設の整備

(事前協議)

第17条 公共的施設のうち規則で定めるもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第18条 前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第19条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る指定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

2 知事は、前項の検査を行った場合において、当該指定施設が第17条第1項の規定により行われた協議の内容と異なり、かつ、整備基準に適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第20条 知事は、指定施設の新築等に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第17条第1項の新築等をしようとする者が、同項の規定による協議を行わずに工事に着手したとき。
- (2) 第17条第1項の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なり、かつ、整備基準に適合していない工事（第18条の規定による工事完了の届出があったものを除く。）を行ったとき。
- (3) 前条第2項の指導又は助言を受けた者が、正当な理由なく当該指導又は助言に従わなかったとき。

(公表)

第21条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に意見の聴取を行った上で、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

(適合調査)

第22条 知事は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの（以下「既存指定施設」という。）を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの調査を実施し、その結果を報告することを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(改善計画)

第23条 前条第2項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該報告をした者に対し、当該報告に係る既存指定施設を整備基準に適合させるための工事の計画（以下「改善計画」という。）を作成し、届け出ることを求めることができる。

2 知事は、改善計画の届出があったときは、当該届出をした者に対し、当該改善計画について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(立入調査)

第24条 知事は、第17条第2項及び第19条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第25条 この節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、適用しない。ただし、国等は、指定施設の新築等をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に通知しなければならない。

第3節 公共車両等の整備

(公共車両の整備)

第26条 公共車両を所有し、又は管理する者は、当該公共車両について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第27条 県民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する者は、当該住宅について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項

(定義)

第28条 この章における用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）の例による。

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第6項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）並びに同法第87条の3第1項に規定する当該災害救助用建築物、同条第2項に規定する当該公益的建築物及び同条第6項の許可を受けた建築物を除く。

- (1) 学校（政令第5条第1号に掲げるものを除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第9号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。）

(建築の規模)

第30条 法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模（新築、増築又は改築の場合の規模に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。次条第3号及び第32条第2項において同じ。）とする。

- (1) 政令第5条第1号、第2号、第4号、第6号、第8号から第10号まで及び第12号から第16号までに掲げる特別特定建築物（仮設建築物を除く。）並びに前条第1号及び第3号に掲げる特定建築物 合計500平方メートル
- (2) 政令第5条第3号、第5号、第7号及び第11号に掲げる特別特定建築物（仮設建築物を除く。） 合計1,000平方メートル

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第31条 法第14条第3項の規定により条例で同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第11条各号列記以外の部分に規定する廊下等は、階段の上端に近接する部分（同条第2号に規定するものを除く。）に、同号ただし書の場合を除き、点状ブロック等を敷設すること。
- (2) 政令第12条各号列記以外の部分に規定する階段は、次に掲げるものであること。
ア 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（政令第12条第5号に規定するものを除く。）には、同号ただし書の場合を除き、点状ブロック等を敷設すること。
イ 主たる階段のうち1以上は、踊場に手すりを設け、かつ、回り階段でないこと。
- (3) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階（政令第14条第1項の規定により便所を設ける階をいう。）を有する建築物で、床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは、同条第2項に規定する車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下この号において同じ。）設ける施設

が同一敷地内にある場合を除き、当該建築物に設ける便所のうち1以上に同項に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。

- (4) 階数が4以上の共同住宅にあっては、政令第19条第1項第1号に規定する道等及び駐車場から各住戸までの経路を同項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。
- (5) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。
 - ア 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
 - イ 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅は、140センチメートル以上とすること。

（建築物移動等円滑化基準の適用除外）

第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については、政令第14条第3項の規定は、適用しない。

- 2 第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、政令第19条第2項第1号の規定は、適用しない。

（制限の緩和）

第33条 この章の規定は、この章の規定による場合と同等以上に特別特定建築物（第29条各号に掲げる特定建築物を含む。以下この条において同じ。）の移動等円滑化が図られると知事が認める場合又は特別特定建築物の利用の目的、敷地の状況等によりこの章の規定により難しいと知事が認める場合においては、適用しない。

第5章 雑則

（適用除外）

第34条 市町村が施設等の整備に関して障害者等の利用及び移動に配慮した街づくりの見地から制定するバリアフリーの街づくりに関する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、第3章の規定は、当該市町村の区域における施設等の整備については、適用しない。

- 2 市町村が法第14条第3項の規定に基づいて制定する条例の内容が、前章の規定と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、同章の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。
- 3 前2項の知事の認定は、神奈川県公報により行う。

（特定道路及び特定公園施設の整備についての適用除外）

第35条 第3章第1節の規定は、法第10条第1項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける特定道路（法第2条第9号に規定する特定道路をいう。）の整備については、適用しない。

- 2 第3章第1節（公園に関する整備基準に係る部分に限る。）の規定は、法第13条第1項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける特定公園施設（法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。）の整備については、適用しない。

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

一部改正〔平成20年条例40号〕

- 2 知事は、平成21年10月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17号に規定する特別特定建築物（改正後の第29条各号に掲げる同法第2条第16号に規定する特定建築物を含む。以下「特別特定建築物」という。）の新築、増築若しくは改築又は修繕若しくは模様替については、改正後の第4章の規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、その用途が次の各号のいずれかに該当するものについては、それぞれ当該各号に掲げる他の用途に変更する場合にあっては、改正後の第4章の規定は、適用しない。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる用途

- (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

附 則（平成21年8月25日条例第68号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年1月11日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年５月３０日条例第３３号）

この条例は、令和４年５月３１日から施行する。

附 則（令和４年１０月２１日条例第６０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年３月２８日条例第３４号）

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

最終改正 令和7年9月30日
神奈川県規則第94号

平成8年1月10日
規則第1号

改正	平成8年3月1日規則第4号	平成9年3月31日規則第51号
	平成10年3月17日規則第17号	平成11年3月30日規則第21号
	平成11年9月28日規則第80号	平成12年3月31日規則第78号
	平成12年6月20日規則第123号	平成13年1月5日規則第3号
	平成13年12月7日規則第126号	平成14年12月17日規則第99号
	平成15年3月11日規則第16号	平成15年9月26日規則第116号
	平成16年2月24日規則第8号	平成16年2月27日規則第11号
	平成16年3月26日規則第23号	平成16年6月8日規則第60号
	平成16年6月22日規則第63号	平成17年5月17日規則第120号
	平成17年9月20日規則第147号	平成18年3月3日規則第9号
	平成19年3月23日規則第38号	平成19年9月28日規則第98号
	平成20年1月25日規則第5号	平成20年9月30日規則第95号
	平成21年3月31日規則第33号	平成22年3月30日規則第41号
	平成23年9月30日規則第70号	平成24年3月23日規則第18号
	平成25年3月1日規則第21号	平成26年1月31日規則第3号
	平成26年7月1日規則第74号	平成27年10月30日規則第108号
	平成28年3月11日規則第10号	平成29年3月31日規則第45号
	平成30年3月30日規則第36号	令和元年6月25日規則第15号
	令和3年2月16日規則第10号	令和3年9月28日規則第80号
	令和6年3月29日規則第44号	令和7年3月28日規則第39号
	令和7年9月30日規則第94号	

（事務の委任）

第1条 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、市（相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市に限る。）の区域以外の区域における事務は、土木事務所長に委任する。

- (1) 条例第16条の規定により、適合証の交付の請求を受理し、及び適合証を交付すること。
- (2) 条例第17条の規定により、協議し、及び必要な指導又は助言を行うこと。
- (3) 条例第18条の規定により、工事の完了の届出を受理すること。
- (4) 条例第19条の規定により、検査を行い、及び必要な指導又は助言を行うこと。
- (5) 条例第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- (6) 条例第24条第1項の規定により、第2号、第4号及び前号に掲げる事務に関し、職員に指定施設に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させること。
- (7) 条例第25条の規定により、国等からの通知を受理すること。

（施設等）

第1条の2 条例第2条第2号に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第3号に規定する規則で定めるものは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路とする目的で新設するものとする。

3 条例第2条第4号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する公園とする目的で設置するもの
- (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地

4 条例第2条第5号に規定する規則で定める公共車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する車両（旅客車に限る。）
- (2) 軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第9条第1項第17号（ロ）に規定する客車
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (4) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

（整備基準）

第2条 条例第12条第2項に規定する規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(適合証)

第3条 条例第16条第1項に規定する適合証は、第1号様式のとおりとする。

2 条例第16条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（公共的施設用）（第2号様式）、適合証交付請求書（道路用）（第3号様式）又は適合証交付請求書（公園用）（第4号様式）により行わなければならない。

3 前項の適合証交付請求書には、第1号から第3号まで及び第5号（道路に係るものにあつては、第1号、第4号及び第5号）に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第18条の規定による届出をした者については、この限りでない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、通路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図

(3) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図

(4) 縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに土地の高低を明示した平面図

(5) その他知事が必要と認める図書

(指定施設)

第4条 条例第17条第1項に規定する指定施設は、別表第1の左欄に掲げる施設のうちその規模等（増築の場合にあつては、増築後の規模等）が同表の右欄に該当するものとする。

(事前協議)

第5条 条例第17条第1項の規定による協議は、指定施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により確認を受ける必要がある場合にあつては当該確認の申請をする日の30日前までに、当該確認を受ける必要がない場合にあつては新築等の工事に着手する日の30日前までに、指定施設新築等（変更）事前協議書（第9号様式）により行わなければならない。

2 前項の指定施設新築等（変更）事前協議書には、第3条第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 条例第17条第1項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準に適合している部分を障害者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更

(2) 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の3月以内の変更

(工事完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による届出は、指定施設工事完了届（第10号様式）により行わなければならない。

2 前項の指定施設工事完了届には、第5条第1項の規定により行われた協議内容に基づく工事が行われたことを証する写真を添付しなければならない。

(公表)

第8条 条例第21条の規定により規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告を受けた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容

(4) その他知事が必要と認める事項

2 条例第21条の規定による公表は、神奈川県公報による公告その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(適合調査の結果報告)

第9条 条例第22条第1項の規定による報告は、知事が定める期日までに、指定施設適合調査結果報告書（第11号様式）により行わなければならない。

2 前項の指定施設適合調査結果報告書には、知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

(改善計画の届出)

第10条 条例第23条第1項の規定による届出は、指定施設改善計画届（第12号様式）により行わなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の指定施設改善計画届に添付しなければならない図書等について準用する。

(身分証明書)

第11条 条例第24条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、第13号様式とする。

2 前項の証明書の様式は、前項の規定にかかわらず、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式の例によることができる。

(国等)

第12条 条例第25条に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (3) 独立行政法人水資源機構
- (4) 独立行政法人都市再生機構
- (5) 独立行政法人住宅金融支援機構
- (6) 地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び下水道公社

(国等の通知)

第13条 条例第25条の規定による通知は、指定施設新築等(変更)通知書(第14号様式)により行わなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の指定施設新築等(変更)通知書に添付しなければならない図書等について準用する。

(整備基準の適合状況等に関する情報の提供)

第14条 知事は、事業者からの申出があった場合には、当該事業者が設置し、又は管理する公共的施設に係る整備基準の適合状況等について、神奈川県ホームページへの掲載により県民に対して情報を提供し、当該情報を変更し、又は当該情報の提供を停止するものとする。

(特別特定建築物に追加する特定建築物から除くもの)

第15条 条例第29条第3号に規定する規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設とする。

(制限の緩和の認定の手続等)

第16条 条例第33条の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第15号様式)に、第3条第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による認定の申請について認定をしたときは、認定通知書(第16号様式)により申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月1日規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第51号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成10年3月17日規則第17号)

この規則は、平成10年3月20日から施行する。

附 則(平成11年3月30日規則第21号抄)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第7条中神奈川県福祉の街づくり条例施行規則別表第1の3の項用途の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月28日規則第80号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、別表第1の4の項用途の欄(10)の改正規定並びに第2号様式から第4号様式まで、第9号様式、第10号様式、第13号様式及び第14号様式の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月20日規則第123号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第3号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年12月7日規則第126号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項(2)の項の改正規定は、同年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に神奈川県福祉の街づくり条例(平成7年神奈川県条例第5号)第16条第1項の規定により協議を行っている指定施設に対するこの規則による改正後の神奈川県福祉の街づくり条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月17日規則第99号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年3月11日規則第16号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

- 附 則（平成 15 年 9 月 26 日規則第 116 号）
この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 2 月 24 日規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 2 月 27 日規則第 11 号）
この規則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 3 月 26 日規則第 23 号）
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 6 月 8 日規則第 60 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 6 月 22 日規則第 63 号）
この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 17 年 5 月 17 日規則第 120 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 17 年 9 月 20 日規則第 147 号）
この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 18 年 3 月 3 日規則第 9 号）
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 19 年 3 月 23 日規則第 38 号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 19 年 9 月 28 日規則第 98 号）
この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 5 の項(2)オの改正規定は、同年 9 月 30 日から施行する。
- 附 則（平成 20 年 1 月 25 日規則第 5 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 20 年 9 月 30 日規則第 95 号）
この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 33 号）
1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
2 この規則の施行の日前に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 6 条の 2 第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請がされた指定施設（以下「確認申請施設」という。）及びこの規則の施行の際現に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定による協議が行われている指定施設（以下「協議施設」という。）に係る同項の規定による協議については、改正後の第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 確認申請施設、この規則の施行の日前に神奈川県福祉の街づくり条例の一部を改正する条例（平成 20 年神奈川県条例第 61 号）による改正前の条例第 15 条第 1 項の規定による請求があった公共的施設等及び協議施設に係る条例第 12 条第 2 項に規定する規則で定める整備基準については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 41 号）
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 23 年 9 月 30 日規則第 70 号）
この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 4 の項(8)の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 24 年 3 月 23 日規則第 18 号）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 25 年 3 月 1 日規則第 21 号）
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 26 年 1 月 31 日規則第 3 号）
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 26 年 7 月 1 日規則第 74 号）
この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 27 年 10 月 30 日規則第 108 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 28 年 3 月 11 日規則第 10 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 45 号）
1 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条及び別表第 1 の改正規定並びに次項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
2 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 12 条第 1 項第 3 号に掲げる者の事務所（平成 29 年 10 月 1 日以後に新築等の工事に着手されるものを除く。）に係る改正後の別表第 1 の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 36 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 4 の項(9)の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の 4 の項(8)の規定（介護医療院（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 29 項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）は、この規則の施行の日以後に同法第 107 条第 1 項の規定による開設の許可を申請し、又は新築等の工事に着手する介護医療院について適用する。

（準備行為）

- 3 介護医療院の新築等をしようとする者は、この規則の施行の日前においても、その計画について、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号）第 17 条第 1 項の規定による協議をすることができる。

附 則（令和元年 6 月 25 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 16 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 6 の項及び別表第 2 の 1 の表 12 の項(2)イの改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日規則第 80 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 44 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 2 の項(2)イの改正規定は公布の日から、同表 4 の項の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号）第 16 条第 1 項の規定による請求があった公共的施設等又はこの規則の施行の際現に同条例第 17 条第 1 項の規定による協議が行われている指定施設の当該請求又は当該協議に係る整備基準については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日規則第 39 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定による請求があった公共的施設等又はこの規則の施行の際現に条例第 17 条第 1 項の規定による協議が行われている指定施設のうち、条例第 4 章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 19 号に規定する特別特定建築物及び条例第 29 条各号に掲げる同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物をいう。次項において同じ。）であるものに係る当該請求又は当該協議に係る整備基準については、改正後の別表第 1 並びに別表第 2 の 1 の表 3 の項、8 の項、11 の項及び 12 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年 10 月 1 日前に条例第 16 条第 1 項の規定による請求があった公共的施設等若しくは条例第 17 条第 1 項の規定による協議を開始した指定施設のうち、条例第 4 章の規定の適用を受ける特別特定建築物以外のものに係る当該請求若しくは当該協議に係る整備基準又は同日前に条例第 25 条の規定による通知があった指定施設のうち、同章の規定の適用を受ける特別特定建築物以外のものに係る整備基準については、改正後の別表第 1 並びに別表第 2 の 1 の表 3 の項、8 の項、11 の項及び 12 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 9 月 30 日規則第 94 号）

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 1 条の 2、第 4 条関係）

公共的施設	用 途	指定施設の規模等
1 官公庁施設	国、地方公共団体及び第 12 条各号に掲げる者の事務又は事業の用に供するもの	全てのもの
2 教育文化施設	(1) 学校及びこれに類する施設のうち次に掲げるもの（以下「学校等」という。）の用に供するもの ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校 イ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 98 条第 1 項に規定する自動車教習所 ウ ア及びイに掲げる施設に類するもの	全てのもの
	(2) 図書館及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館 イ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 31 条第 1 項に規定する博物館に相当する施設 ウ ア及びイに掲げる施設に類するもの	
	(3) 動物園、植物園及び遊園地（以下「動物園等」という。）の用に供するもの	
	(4) 集会場及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア 集会場及び公会堂 イ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条に規定する公民館 ウ ア及びイに掲げる施設に類するもの	
3 医療施設	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所の用に供するもの	全てのもの
4 福祉施設	社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設及び同法第 10 条の 2 第 1 項に規定するこども家庭センター (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設 (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する保護施設 (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する事業を行う施設、同法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設並びに同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 38 条に規定する母子・父子福祉施設 (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29 項に規定する介護医療院 (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う施設及び同条第 8 項に規定する短期入所を行う施設（同条第 11 項に規定する障害者支援施設を除く。）、同条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 28 項に規定する地域活動支援センター並びに同条第 29 項に規定する福祉ホーム (8) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設及び同条第 3 項第 11 号に規定する隣保館等の施設 (9) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 12 条第 1 項に規定する女性自立支援施設 (10) (1) から (9) までに掲げる施設に類するもの	全てのもの
5 商業施設	(1) 公益事業の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 3 項に規定するガス小売事業者の事務所 イ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の事務所 ウ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）の事務所 (2) 金融機関の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア 農林中央金庫の事務所 イ 株式会社商工組合中央金庫の事務所 ウ 日本銀行の支店及び出張所 エ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）による農業協同組合及び農業協同組合連合会の事務所（同法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する事業を行うものに限る。） オ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店その他の営業所 カ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する水産業協同組合の事務所（同法第 11 条第 1 項第 4 号に規定する事業を行うものに限る。） キ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 2 号に規定する信用協同組合の事務所 ク 株式会社日本政策金融公庫の事務所 ケ 株式会社日本政策投資銀行の事務所	全てのもの

	コ 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫の事務所 サ 長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 2 条に規定する長期信用銀行の本店、支店その他の営業所 シ 労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）による労働金庫の事務所 ス 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	
	(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の商業施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア 物品販売業を営む店舗及び飲食店 イ 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 1 条の 2 第 3 項に規定する理容所 ウ 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 2 項に規定する質屋の営業所 エ クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 2 条第 4 項に規定するクリーニング所 オ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者の事務所 カ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条第 1 項に規定する旅行業を営む者の営業所 キ 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 2 条第 3 項に規定する美容所 ク 貸衣装屋 ケ イからクまでに掲げるものに類するサービス業を営む店舗	用途面積が 200 平方メートル以上のもの
6 公共交通機関の施設	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 6 号に規定する旅客施設	全てのもの（同法第 8 条第 1 項の規定により旅客施設を新たに建設し、又は大規模な改良をする場合にあっては、別表第 2 の 2 の表 1 の項(1)から(3)まで及び 2 の項に規定する整備項目に係る部分に限る。）
7 駐車場	駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場の用に供するもの	駐車場法第 12 条の規定による届出をしなければならないもの
8 共同住宅	共同住宅又は寄宿舎の用に供するもの	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
9 事務所	事務所の用に供するもの（1 の項及び 5 の項に該当するものを除く。）	
10 宿泊施設	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の用に供するもの	
11 公衆浴場	公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場の用に供するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
12 地下街等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（16 の 3）項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものの用に供するもの	全てのもの
13 運動施設	体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の用に供するもの	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
14 興行・遊興施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場及び遊技場の用に供するもの	用途面積が 300 平方メートル以上のもの
15 展示施設	展示場の用に供するもの	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
16 工場	工場の用に供するもの	
17 公衆便所	公衆便所の用に供するもの（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。）	全てのもの
18 複合用途建築物	1 の項から 17 の項までに掲げるものの 2 以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの

備考 用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計をいう。

別表第2（第2条関係）

1 公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 敷地内通路等	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の2の項(3)に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 (2) 道又は公園、広場その他の空き地（以下「道等」という。）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）まで及び駐車場から利用居室又は道等までの経路のうち、それぞれ1以上の経路を障害者等が円滑に利用できる経路（以下「主たる経路」という。）とし、当該主たる経路を構成する敷地内の通路は、(1)に定めるほか、次に掲げるものであること。 ア 有効幅員（内のりをいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。 イ 階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は7の項に定める構造のエレベーター及びそれ以外の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第19条第2項第6号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造のものに限る。）（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合は、この限りでない。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 有効幅員は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。 (ア) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造その他の障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 オ 排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車椅子のキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 (3) 別表第1の2の項(3)に掲げる動物園等において、動物園等の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口及び主要な敷地内の通路は、別表第2の4の表1の項、2の項及び9の項(1)に定める構造とすること。この場合において、「園路」とあるのは、「敷地内の通路」と読み替えるものとする。
2 傾斜路	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、6の項に定める構造の段に併設するものにあつては、90センチメートル以上とすることができる。 (2) 縦断勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1を超えないこと。 (3) 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 (4) 両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (5) 手すりを適切な高さに設けること。 (6) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (7) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 (8) 傾斜路の端部は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
3 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場を設ける場合（別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舎及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表9の項及び16の項に掲げる公共的施設において設ける場合を除く。）は、車椅子使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車椅子使用者用駐車区画」という。）を駐車台数の合計が200台以下のものにあつては駐車台数の合計に50分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上、駐車台数の合計が200台を超えるものにあつては駐車台数の合計に100分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上設けること。ただし、当該駐車場が次に定めるものであるときは、この限りでない。 ア 自動車の駐車のために供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）のみを設ける場合にあつては、次に定める構造を満たす機械式駐車場（以下「車椅子対応機械式駐車場」という。）に設ける駐車台数の合計が、(1)本文に定められた方法により計算して得られた数以上であるとき。

	(ア) 1以上の乗降スペースは、水平な場所に設けること。 (イ) (ア)の乗降スペースは、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。 イ 自動車の駐車の用に供する部分に機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合にあっては、車椅子対応機械式駐車場に設ける駐車台数及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車区画の数の合計数が、(1)本文に定められた方法により計算して得られた数以上であるとき。 (2) (1)の車椅子使用者用駐車区画は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 駐車場の出入口又は4の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画から4の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、1以上の通路は、1の項(2)に定める構造とすること。ただし、別表第1の2の項(3)に掲げる動物園等にあっては、車椅子使用者用駐車区画から1の項(3)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は4の項に定める構造の出入口等に至る通路は、1の項(3)に定める構造とすること。
4 出入口又は改札口及びレジ通路（以下「出入口等」という。）	(1) 主たる経路を構成する出入口のうち直接屋外へ通ずる主要な出入口、改札口及びレジ通路（以下「主要な出入口等」という。）を設ける場合は、次に定める構造の主要な出入口等をそれぞれ1以上設けること。 ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 イ 障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。 ウ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 エ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口（主要な出入口等を除く。）及び主たる経路を構成する出入口（直接屋外へ通ずる主要な出入口を除く。）は、有効幅員を80センチメートル以上とし、(1)のイからエまでに定める構造とすること。ただし、別表第1の3の項に掲げる医療施設のうち病室（患者を収容する施設をいう。）を有しないもの（以下「無床診療所」という。）で用途面積が500平方メートル未満のもの（以下「小規模無床診療所」という。）、同表の5の項(3)に掲げる商業施設のうち用途面積が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの（以下「小規模店舗」という。）及び同表の14の項に掲げる興行・遊興施設のうち用途面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの（以下「小規模興行・遊興施設」という。）にあっては、この限りでない。
5 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 主たる経路を構成する廊下等（7の項に定める構造のエレベーターを設ける場合にあっては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、(1)に定めるほか、次に掲げるものであること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあっては、この限りでない。 ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 イ 段を設けないこと。ただし、2の項に定める構造の傾斜路又はエレベーター等を設ける場合は、この限りでない。 ウ 端部は、車椅子の転回に支障がない構造とし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 エ 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）にあっては、適切な高さに手すりを設けること。 オ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。
6 階段	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 主たる階段は、回り階段としないこと。 (2) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (3) 手すりを適切な高さに設けること。 (4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
7 エレベーター	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設で、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては、4階以上の階を有するものに限る。）にあっては、籠が当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者又は主として障害者等が直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のある階でサービスの提供を受け、又は商品等を購入することができる等の措置を講ずる場合は、この限りでない。 ア 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 籠の内のり幅は140センチメートル以上とし、籠の内のり奥行きは135センチメートル以上とし、及び籠の構造は車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、電動車椅子使用者が乗降できる構造の籠を設ける場合は、この限りでない。 ウ 戸は、障害者等が円滑に利用できる構造とし、戸の開閉時間を制御する装置を設けること。 エ 籠内には、適切な高さに手すりを設置するとともに、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を配置すること。 オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 カ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字及び文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

	ク 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ケ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 コ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 サ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その有効幅員及び有効奥行き（内のりをいう。）は、150センチメートル以上とすること。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設（(1)に該当する施設を除く。）にあっては、籠が当該階に停止する(1)に定める構造のエレベーターを1以上設けるよう努めること。
8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（以下(1)において「不特定多数利用便所」という。）を設ける場合は、これらの者が当該不特定多数利用便所を利用する上で支障がないと認められる位置に、これらの者が利用する階（次に定める階を除く。以下(1)において「利用階」という。）の階数に相当する数（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の8の項、16の項及び18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設を含まないものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては1、同表18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設以外のものを含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては当該数から無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設のみからなる利用階の階数に相当する数を差し引いた数）以上設けること。 ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ 不特定かつ多数の者又は障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定かつ多数の者又は障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 (2) (1)の便所は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。 ア 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 ウ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 エ 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、4の項(2)に定める構造の出入口を設けた便所を1以上設けること。 オ 障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。 (3) 別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設を含まないものに限る。ただし、無床診療所、小規模店舗又は小規模興行・遊興施設以外の公共的施設を含まないものを除く。）に掲げる公共的施設にあっては、(1)の規定により設ける便所のうち1以上に、次に定める構造の車椅子使用者用便所（車椅子使用者が利用しやすい便所をいう。以下同じ。）を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下(3)において同じ。）設けること。ただし、当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合は、この限りでない。 ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 ウ 出入口は、主たる経路に接続すること。 エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。 カ 出入口には、車椅子使用者用便所である旨（当該便所に介助用大型ベッド（障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するためのベッドで、長さが120センチメートル以上のものをいう。以下同じ。）を設けた場合は、その旨を含む。）を分かりやすい方法で表示すること。 (4) (3)に該当する施設以外の公共的施設（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設の用に供するものを除く。）にあっては、(1)の規定により便所を設ける階（別表第1の18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設以外のものを含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設のみからなる階以外の階に(1)の規定により設ける便所がある場合には、これらの公共的施設のみからなる階を除く。）（以下「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のものにあっては2、当該便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超えるものにあっては当該便所設置階の床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数））（ただし、当該便所設置階に設ける便所の数を上限とする。）以上に車椅子使用者用便所（(3)に定める構造の車椅子使用者用便所に限る。以下(4)において同じ。）を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便所を利用する上で支障がないものとして次に定める場合にあっては、この限りでない。 ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 イ 便所設置階の便所に設けるべき車椅子使用者用便所の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所に設ける場合（車椅子使用者が当該便所を利用する上で支障がないと認められる位置に設ける場合に限る。） ウ 男子用又は女子用の便所のみを設ける便所設置階である場合において、当該便所のうち1（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のものにあっては2、当該便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超えるものにあっては、当該便所設置階の床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未

	未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数) (ただし、当該便所設置階に設ける便所の数を上限とする。) 以上に、男子用又は女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 エ 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する公共的施設にあっては、次に定める数の合計数(当該合計数が0となる場合にあっては、1)(アに規定する施設がアに規定する位置にある場合にあっては、当該合計数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房のうち、車椅子使用者が利用する上で支障がないと認められる車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男女用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用及び女子用の便所を設ける階に設けるものに限る。))に男女用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合 (ア) 床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数) (イ) 床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数 (5) (1)の規定により設ける便所(無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設に設けるものを除く。)のうち1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)は次に定めるもの(当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、アからカまでに定める便房等の有する機能の全部又は一部を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合にあっては、当該施設に設けられた便房等の有する機能に係るものを除く。)とすること。ただし、(3)又は(4)に定める便房、イ又はウに定める便房及びカに定める便房は、それぞれを別に設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、これらを組み合わせて同一の便房に設けることができる。 ア 別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下アにおいて同じ。)、2の項(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下アにおいて同じ。)、3の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設(用途面積が1,000平方メートル以上であるものに限る。)、同表5の項に掲げる公共的施設(用途面積が2,000平方メートル以上であるものに限る。)、同表17の項に掲げる公共的施設又は同表18の項に掲げる公共的施設(同表1の項から3の項まで、5の項又は13の項から15の項までに掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上であるものに限る。)であって、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用するものにあっては、(3)又は(4)に定める便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。 イ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下イにおいて同じ。))、2の項(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下イにおいて同じ。)、5の項、13の項及び18の項(同表1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。)に掲げるものであって、不特定かつ多数の乳幼児同伴者(乳幼児を同伴する者をいう。以下同じ。)が利用するものに限る。エにおいて同じ。)にあっては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示すること。 ウ イに該当する施設以外の公共的施設にあっては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示するよう努めること。 エ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設にあっては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。 オ エに該当する施設以外の公共的施設にあっては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。 カ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた次に定める構造の便房を1以上設けること。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園にあっては、この限りでない。 (ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 (イ) 出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房である旨を分かりやすい方法で表示すること。 キ 便所の出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示すること。 (6) (1)の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち1以上には、手すり付きの床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けること。ただし、当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、本文に定める構造の小便器を1以上設ける便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合は、この限りでない。
9 浴室、シャワー室等	別表第1の3の項に掲げる医療施設(無床診療所を除く。)、4の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する浴室、シャワー室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室、シャワー室等をそれぞれ1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 (1) 出入口は、次に掲げるものであること。 ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 (2) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (4) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。

10 客室	別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。 (1) 出入口は、次に掲げるものであること。 ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 (2) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 必要に応じて、手すりを設けること。 (4) 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保すること。 (5) ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。 (6) 便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の4の項に掲げる公共的施設において客室の外部に8の項(1)に定める構造の便所を設ける場合及び同表10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（アに定める便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 ア 便所内に次に定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。 （ア）腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 （イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な床面積を確保すること。 イ アに定める便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 （ア）有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 （イ）戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 (7) 浴室、シャワー室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、(6)イに掲げるものであること。 エ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。
11 客席及び舞台	別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客席及び舞台を設ける場合は、当該公共的施設に設ける客席及び舞台ごとに次に定める構造とすること。 (1) 次に定める構造の車椅子で利用できる席（以下「車椅子使用者用客席」という。）を2（客席数の合計が400席を超えるときは、客席数の合計に200分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。 ア 1席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。 イ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 車椅子使用者用客席に至る通路は、5の項(2)アからウまでに定める構造とすること。 (2) 障害者等が支障なく客席又は舞台袖口から舞台上がることができるような経路をそれぞれ1以上確保すること。
12 標識及び案内設備	(1) 障害者等が円滑に利用できるように、車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所（介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）の付近には、それぞれ当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、同項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所があることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 (2) 障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 ア 建築物（小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。（2）において同じ。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、同項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 イ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等、8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあっては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。 (3) (1)及び(2)に定める標識及び案内板その他の設備の設置に当たっては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。
13 誘導設備	非常時に障害者等が安全に外部に出られるように、次に定める構造とすること。 (1) 非常口とするものについては、段を設けないこと。 (2) 非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設けるよう努めること。 (3) 一斉放送できる設備を設けるよう努めること。

14 カウンター及び記載台又は公衆電話台	カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造のカウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。ただし、無床診療所、小規模店舗、小規模興行・遊興施設及び別表第1の8の項に掲げる共同住宅にあつては、この限りでない。 (1) カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。 (2) 公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。
15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) 道等から12の項(2)イに定める構造の設備又は案内所までの経路(駐車場から4の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。)は、そのうち1以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項から9の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。 ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がある風除室内の経路及び用途面積が200平方メートル未満の建築物内において、案内所から直接屋外に通ずる主要な出入口を容易に視認でき、当該出入口から当該案内所までの間の経路において人等による誘導が適切に実施される場合における当該経路については、この限りでない。 イ 経路を構成する敷地の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分又は傾斜(勾配が20分の1を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えないものを除く。)がある部分の上端に近接する部分 (2) 次の場所(別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅(小規模共同住宅を除く。))にあつては、ア(6の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。)及びエに掲げる場所に限る。)は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。)、9の項及び16の項に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。 ア 2の項に定める構造の傾斜路及び6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分 イ 2の項に定める構造の傾斜路の傾斜(勾配が20分の1を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えないものを除く。)がある部分の上端に近接する踊場の部分(駐車場に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。) ウ 4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ1以上の主要な出入口等(屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。)又は各利用居室相互間の経路の出口の戸の前後 エ 6の項に定める構造の階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分(駐車場に設けるもの及び段がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。) オ エスカレーターの端部等特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所 (3) 2の項に定める構造の傾斜路、5の項に定める構造の廊下等及び6の項に定める構造の階段に設ける手すりの端部には、必要に応じて、点字その他の案内設備を設けること。 (4) 8の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造の客室の出入口には、点字その他の案内設備を設けること。 (5) エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 (1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設(無床診療所を除く。)及び5の項((1)又は(2)の用に供するものに限る。))に掲げる商業施設にあつては、利用者(施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。)の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。 (2) (1)に該当する施設以外の公共的施設にあつては、利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けるよう努めること。 (3) 別表第1の1の項、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。))及び4の項に掲げる公共的施設にあつては、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。 (4) (3)に該当する施設以外の公共的施設にあつては、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けるよう努めること。 (5) 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げるものに限る。))にあつては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けること。 (6) (5)に該当する施設以外の公共的施設にあつては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。 (7) 別表第1の1の項に掲げる官公庁施設、2の項(2)に掲げる教育文化施設、3の項に掲げる医療施設(無床診療所を除く。))及び4の項に掲げる福祉施設において、受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。
17 授乳及びおむつ交換場所	(1) 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下(1)において同じ。))、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。以下(1)において同じ。))、5の項、13の項及び18の項(同表1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。))に掲げるものであって、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用するものに限る。))にあつては、次に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を1以上(授乳のための場所とおむつ交換のための場所を

	別々に設ける場合は、それぞれ１以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を１以上とする。）設けること。 ア 出入口の有効幅員は、乳幼児同伴者の利用に配慮した幅員とすること。 イ 戸を設ける場合には、１の項（２）エ（イ）に掲げるものであること。 ウ 出入口は、主たる経路に接続すること。 エ 出入口には、その場所が授乳及びおむつ交換のための場所である旨を分かりやすい方法で表示すること。ただし、授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設けた場合等は、当該場合に応じた表示をすること。 （２）（１）に該当する施設以外の公共的施設にあっては、（１）に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を１以上（授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設ける場合は、それぞれ１以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を１以上とする。）設けるよう努めること。
18 休憩場所	利用者の利用に供する休憩のための場所を設けるよう努めること。
19 施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画	別表第１の１の項に掲げる公共的施設にあっては、施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を得るよう努めること。

備考 別表第１の８の項に掲げる公共的施設にあっては、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し」とあるのは「多数の者が利用し」と、「不特定かつ多数の者又は主として障害者等」とあるのは「多数の者」とする。

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動等円滑化された経路」という。）	公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の移動等円滑化された経路を乗降場ごとに1以上設けること。 (1) 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路又は(4)に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。 (2) 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、別表第2の1の表4の項(1)に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、同表の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (3) 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。 イ 戸を設ける場合は、有効幅員を90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 ウ 段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第2の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 オ 照明設備が設けられていること。 (4) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。 ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 イ 籠の内のり幅は140センチメートル以上であり、内のり奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 ウ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、イただし書に規定する場合は、この限りでない。 エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 オ 籠内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。 カ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。 キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備が設けられていること。 ク 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。 ケ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。 コ 籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうち、それぞれ1以上は、点字が貼り付けられていること等により、視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。 サ 乗降ロビーの幅は150センチメートル以上であり、奥行きは150センチメートル以上であること。 シ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 (5) 移動等円滑化された経路を構成する通路及び次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 ア 別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路等 イ 別表第2の1の表4の項(1)に定める構造の主要な出入口等の戸の前 ウ 別表第2の1の表6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路等 エ (4)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路等 オ 5の項に定める案内標示に近接する通路等 カ 6の項に定める構造の乗車券等販売所、案内所等に近接する通路等 キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所
2 改札口	(1) 改札口を設ける場合は、移動等円滑化された経路に、別表第2の1の表4の項(1)ア、イ及びエに定める構造の改札口を1以上設け、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。 (2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。
3 プラットホーム等	プラットホーム等は、次に定める構造とすること。 (1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 (2) 次に定める設備が設けられていること。 ア 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあつては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備） イ アに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備 (3) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

	(4) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合は、この限りでない。 (5) 照明設備が設けられていること。
4 便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 (1) 次に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。 ア 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。 (2) 便所及び(1)に定める便房の出入口は、別表第2の1の表4の項(2)に定める構造とすること。ただし、同項(1)イについては、同表2の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 (3) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 (4) 男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。 (5) 障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。 (6) 便所内に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 (7) 便所の出入口には、車椅子使用者用便房のある便所である旨を分かりやすい方法で表示すること。
5 案内標示	(1) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 (3) (2)の標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。 (4) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。（6）において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (5) (4)の案内板その他の設備は、別表第2の1の表12の項(3)に定める構造とすること。 (6) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
6 乗車券等販売所、案内所等	(1) 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。 ア 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。 イ 券売機及び公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 (2) カウンター及び記載台には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を表示すること。 (3) 利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）	歩道等を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。 (2) 歩道等（車両乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、2パーセント以下とすること。 (3) 歩道等のすりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。 (4) 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。 ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、かつ、車椅子使用者の通行に支障がない構造とすること。 イ すりつけ区間と車道と接する部分の間に、長さ 150 センチメートル以上の水平区間を設けるよう努めること。 (5) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること。 (6) 歩道等の舗装は、次に定める構造とすること。 ア 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 イ 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 (7) 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。
2 横断歩道橋及び地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。）	障害者等の移動の円滑化のために立体横断施設が必要であると認められる場合は、次に定める構造とすること。 (1) 階段は、回り階段としないこと。 (2) 階段、傾斜路及び踊場には、両側に手すりを設けること。 (3) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。 (4) 車椅子使用者に配慮したエレベーター又は適切に踊場を設けた傾斜路を設けるよう努めること。
3 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分、立体横断施設の昇降口の部分等の注意を喚起する必要がある場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 公共交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設へ通ずる歩道等にあつては、進路や施設の案内を行うことが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
4 視覚障害者用信号機	信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、視覚障害者用信号機を設置するよう努めること。

4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (3) 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (4) 車止めの柵を設ける場合は、柵と柵の間隔は、90センチメートルを標準とすること。 (5) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
2 園路	(1) 主要な園路は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 イ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 ウ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者等の利用に支障がない退避スペースを設置すること。 エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 オ 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 カ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 キ 必要に応じて、手すりを設けること。 ク 路面は、滑りにくい仕上げとすること。 ケ 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は180センチメートル以上とし、かつ、段差は2センチメートル以下、すりつけ勾配は8パーセント以下とすること。 コ 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 (2) 障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
3 階段	利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 (4) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (5) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 (7) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
4 傾斜路	利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 (3) 横断勾配は、設けないこと。 (4) 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊場を設けること。 (5) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (6) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (7) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
5 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合した構造とすること。 ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。 ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。 イ 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。 (3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (エ) 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

	(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 a 幅は、80センチメートル以上とすること。 b 障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 (4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 イ 出入口には、当該便房が障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 エ 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 (5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。 (6) (2)アの便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公園内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。
6 駐車場	利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者用駐車区画を駐車台数の合計が200台以下のものにあっては、駐車台数の合計に1/50を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上を、駐車台数の合計が200台を超えるときは、駐車台数の合計に1/100を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上を設けること。 (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (2) 2の項に定める構造の園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画へ通ずる園路は、2の項に定める構造とすること。 (3) 車椅子使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法で表示すること。
7 案内標示	(1) 案内標示（施設全体の利用に関する情報を提供する案内板、掲示板及び標識をいう。以下この項において同じ。）を設置する場合は、次に定める構造とすること。 ア 障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 イ 当該案内標示に表示された内容が容易に識別できるものであること。 ウ 案内板及び標識は、別表第2の1の表12の項(3)に定める構造とすること。 (2) 案内板のうち1以上は、1の項に定める出入口の付近に設けること。
8 附帯設備	ベンチ、屋外卓及びその他の設備を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できる構造のものを設けること。
9 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 (1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、駐車場から1の項に定める構造の出入口に至る園路にあっては、この限りでない。 ア 敷地に接する道から1の項に定める構造の出入口に至る経路 イ 3の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する園路又は広場並びに踊場の部分 ウ 4の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する園路又は広場 エ 2の項に定める構造の園路の要所や特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所 (2) 7の項(1)に定める構造の案内板には、点字その他の案内設備を設けること。

第1号様式（第3条関係）（縦30センチメートル、横22センチメートル）



- 備考1 材質は、アクリル樹脂製とします。
2 マークの地の部分の色は、青とします。

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

請求者の住所 (法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第16条第 1 項の規定により、適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名 称					
所 在 地					
種 類					
規 模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
建 築 物 の 延 べ 面 積		m ²			
用 途 の 内 訳	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	共 有 部 分	m ²			
自動車の駐車のために供する面積 (路外駐車場の場合)		m ²	工事完了年月	年 月	
事 前 協 議 の 有 無		有 (終了年月日 / 番号) ・ 無		指定施設工事完了届の有無	有 ・ 無
連 絡 先	住 所			法人名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等					

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第 3 号様式（第 3 条関係）（道路用）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

請求者の住所 (法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第16条第 1 項の規定により、適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

路 線 名				
所 在 地				
施設の内容及び規模				
工 事 完 了 年 月	年 月			
連 絡 先	住 所		法人名	
	氏 名		電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等				

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第 4 号様式（第 3 条関係）（公園用）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

請求者の住所
氏名

法人にあっては、所在地、
名称及び代表者の氏名

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第16条第 1 項の規定により、適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名 称				
所 在 地				
敷 地 面 積	m ²			
建 築 物 の 建 築 面 積	m ²			
施設の内容及び規模				
工 事 完 了 年 月	年 月			
連 絡 先	住 所		法人名	
	氏 名		電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等				

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第5号様式から第8号様式 削除

指定施設新築等（変更）事前協議書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

協議者の住所
氏名 (法人にあっては、所在地、
名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第17条第 1 項の規定により、次のとおり協議します。

指 定 施 設 の 名 称					
指 定 施 設 の 所 在 地					
指 定 施 設 の 種 類					
新 築 等 の 種 類		新築（新設） ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ 大規模の修繕 ・ 大規模の模様替え			
指 定 施 設 の 規 模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		新築等の部分		その他の部分	
建 築 物 の 延 べ 面 積		m ²		m ²	
用 途 の 内 訳	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	共 用 部 分	m ²		m ²	
自動車の駐車のために供する面積 (路外駐車場の場合)		m ²		病 室 の 有 無 (医療施設の場合)	
工 事 予 定 年 月 日		着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
連 絡 先	住 所				法人名
	氏 名				電 話
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等					

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

指 定 施 設 工 事 完 了 届

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

届出者の住所
氏名 (法人にあっては、所在地、
名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第18条の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

指 定 施 設 の 名 称					
指 定 施 設 の 所 在 地					
指 定 施 設 の 種 類					
協 議 受 付 番 号 及 び 協 議 終 了 年 月 日	第 号		年 月 日		
工 事 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法 人 名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号				
※ 審 査 結 果 等					

備考1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 事前協議の対象となった部分の写真を添付してください。

指 定 施 設 適 合 調 査 結 果 報 告 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

報告者の住所（法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第22条第1項の規定により、次のとおり調査しましたので報告します。

指 定 施 設 の 名 称					
指 定 施 設 の 所 在 地					
指 定 施 設 の 種 類					
指 定 施 設 の 規 模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
建 築 物 の 延 べ 面 積		m ²			
用 途 の 内 訳	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	共 用 部 分	m ²			
自動車の駐車の用に供する面積 (路外駐車場の場合)		m ²	病 室 の 有 無 (医療施設の場合)	有 ・ 無	
工 事 完 了 年 月		年 月			
連 絡 先	住 所			法人名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等					

備考1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

指 定 施 設 改 善 計 画 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

届出者の住所（法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名）

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第23条第 1 項の規定により、次のとおり指定施設の改善を計画しましたので届け出ます。

指 定 施 設 の 名 称					
指 定 施 設 の 所 在 地					
指 定 施 設 の 種 類					
改 善 す る 箇 所 及 び そ の 概 要					
工 事 予 定 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法人名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号				
※ 審 査 結 果 等					

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第13号様式（第11条関係）（用紙 縦6センチメートル、横9センチメートル）

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所属	
職	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第24条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
神 奈 川 県 知 事 (氏 名)	
(神奈川県 土木事務所長)	
印	

(裏)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（抜粋）

(立入調査)

第24条 知事は、第17条第2項及び第19条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

指 定 施 設 新 築 等 （ 変 更 ） 通 知 書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

通知者の住所
氏名 (法人にあっては、所在地、
名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第25条の規定により、次のとおり通知します。

指 定 施 設 の 名 称					
指 定 施 設 の 所 在 地					
指 定 施 設 の 種 類					
新 築 等 の 種 類		新築（新設） ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ 大規模の修繕 ・ 大規模の模様替え			
指 定 施 設 の 規 模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		新築等の部分		その他の部分	
建 築 物 の 延 べ 面 積		m ²		m ²	
用 途 の 内 訳	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	共 用 部 分	m ²		m ²	
自動車の駐車のに供する面積 (路外駐車場の場合)		m ²		病 室 の 有 無 (医療施設の場合)	
工 事 予 定 年 月 日		着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
連 絡 先	住 所				法 人 名
	氏 名				電 話
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等					

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

認 定 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第33条の規定により、認定を受けたいので、次の
とおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 建築主（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 氏名 電話（ ）			
2 設計者、施工者等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 氏名 電話（ ）			
3 建築物の位置				
4 建築物の概要	主要用途		階数	
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	構造方法			
5 申請の理由				
6 備考				
※受付欄				

備考1 正本1部及び副本1部を提出してください。
2 ※印の欄には、記入しないでください。

認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第33条の規定に基づき、次のとおり認定しましたので通知します。

1 申 請 年 月 日 年 月 日

2 認定建築物の位置

3 認定建築物の概要 主要用途

階 数

建築面積 m^2 延べ面積 m²

構造方法

4 備 考

